

費用一覧

1. 離婚と婚姻費用を同時に請求する場合(子どもの養育費等も含む)

	着手金	基本報酬金	追加報酬金
交渉から調停まで	330,000円 (税込)	330,000円 (税込)	左記にプラスして ①離婚給付 (慰謝料・財産分与) で支払いを請求できることになった金額の15%(消費税別) の3分の2相当額 ②離婚までに給付を受けた婚姻費用と支払いをうけることができるようになった養育費の3年分の合計額の15% (消費税別) の3分の2相当額
訴訟に移行した場合	550,000円 (税込) *調停から訴訟に移行した場合は差額の220,000円をお支払いいただきます。	550,000円 (税込)	左記にプラスして ①離婚給付 (慰謝料・財産分与) で支払いを請求できることになった金額の15%(消費税別) ②離婚までに給付を受けた婚姻費用と支払いをうけることができるようになった養育費の3年分の合計額の15% (消費税別)

2. 婚姻費用のみを請求する場合 (離婚は当面求めない場合)

	着手金	基本報酬金	追加報酬金
交渉から調停まで	330,000円 (税込)	無	支払いを受けられることになった金額の3年分の10% (消費税別)
審判に移行した場合	追加料金はいただきません。		

3. 子どもに関する交渉・調停 (親権・面会交流・子の引渡請求など)

離婚に伴う子どもの問題は、ほとんどが離婚調停・離婚訴訟の中で話し合われます。子どものことに関する交渉・調停を離婚請求とは別に処理する場合は、下記費用をいただきます。

	着手金	基本報酬金	追加報酬金
交渉から調停まで	330,000円 (税込)	330,000円 (税込)	無
審判に移行した場合	追加料金はいただきません。		

*どの事案でも最終するまで、何回出廷しても追加料金はいただきません。